

# 第1章 計画策定にあたって

## 1-1. 計画策定の背景と目的

本町における公共交通は、長年、鉄道、フェリー、タクシーのほか、路線バスの運行により町民の移動を支えてきました。

そのような中、平成23年3月、九州新幹線の開業に伴う特急「有明」の運行廃止や在来線の本数減少は、本町にも大きな影響を及ぼしました。

また、路線バスについても生活スタイルの変化や自家用車の普及等による利用者の減少により、町内を循環する「健康福祉センター環状線」や、「長洲・荒尾環状線」をはじめとする荒尾市や玉名市まで運行していた路線は、現在では全路線が廃止されています。現在は、代替として町内全域と荒尾市・玉名市の特定乗降場所を運行する予約型乗合タクシー「きんぎょタクシー」が、町民の日常生活に欠かせない移動手段となっています。

豊かで暮らしやすい地域づくりや活力あるまちづくりを推進する上で「移動」は欠かせない存在であり、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、福祉、環境等の様々な分野で効果が期待でき、高齢化や人口減少等が進む中で、ますます重要となってくると考えられます。

このようなことから、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき、町の公共交通に係る現状と今後の課題を整理するとともに、町の実情に合った持続可能な地域公共交通の在り方や今後の施策等について整理することを目的に「長洲町地域公共交通計画」を策定します。

## 1-2. 計画期間

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や具体的な取り組みの事業等の進捗状況により、適宜、本計画の検証及び見直しを行います。

## 1-3. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、長洲町全域とします。

## 1-4. 計画の位置づけ

本計画は、「第6次長洲町総合振興計画」を上位計画として、まちづくりに関連する「長洲町都市計画マスタープラン」や「第2期長洲町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、その他関連計画との整合性を考慮して策定します。

